



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)

12月12日

第674号

金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

## ○ 規 則

※滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課) ..... 1

## ○ 告 示

令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課) ..... 1

道路区域の変更(道路保全課) ..... 2

道路の供用開始(道路保全課) ..... 2

## ○ 公 告

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告(農政課) ..... 3

公共測量実施公告(用地事業支援課) ..... 3

## ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(東近江) ..... 4

## ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(湖北) ..... 4

土地改良区定款変更認可公告(湖北) ..... 5

## ○ 公安委員会規則

※滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規

則(情報管理課) ..... 5

※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課) ..... 7

## ○ 企 業 庁 公 告

落札者決定の公告 ..... 39

## 規 則

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県規則第64号

## 滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則(平成12年滋賀県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の5第1項の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が納付する全ての警察関係事務手数料は、申請または交付の後に徴収することができる。

## 付 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

## 告 示

滋賀県告示第417号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和7年度陸上、

海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和7年12月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 募集種目 令和7年度採用自衛官候補生（男子・女子）
- 2 募集期間 令和7年11月22日（土）から令和8年1月13日（火）まで
- 3 試験期日
  - (1) 筆記試験および適性検査（Web試験方式） 令和8年1月20日（火）および21日（水）のうち指定する1日
  - (2) 口述試験および身体検査 令和8年1月23日（金）
- 4 試験場の位置および名称 受付時または受験票交付時にお知らせします。

#### 滋賀県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年12月12日から令和7年12月24日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	木部野洲線	野洲市市三宅字蓮田276番3地先から	変更後	最小 12.3m 丿 最大 17.1m	104.3m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区域の変更
		野洲市市三宅字蓮田271番2地先まで	変更前	最小 10.6m 丿 最大 15.4m	104.3m	
	大津能登川長浜線	東近江市今町字中附507番3地先から	変更後	最小 11.9m 丿 最大 12.6m	41.6m	道路法第24条 承認工事(現 道拡幅)に伴 う道路区域の 変更
		東近江市今町字中附499番1地先まで	変更前	最小 10.2m 丿 最大 11.0m	41.6m	

#### 滋賀県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月12日から令和7年12月24日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
-------	---------------	----------	-----

丁野虎姫長浜線	長浜市下之郷町字八反田1018番地先から 長浜市新庄馬場町字松田578番地先まで	令和7.12.12	L=337.4m
	長浜市新庄中町字花藏庵285番5地先から 長浜市新庄中町字堂前229番5地先まで	令和7.12.12	L=85.5m
大津能登川長浜線	東近江市今町字中附507番3地先から 東近江市今町字中附499番1地先まで	令和7.12.12	L=41.6m
目加田湖東線	愛知郡愛荘町目加田字井京渕2514番1地先から 愛知郡愛荘町目加田字井京渕2507番1地先まで	令和7.12.15	L=56.1m

## 公 告

## 所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年12月12日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 高島市安曇川町下古賀字下川原2894番、高島市安曇川町下古賀字下川原2895番および高島市安曇川町下古賀字下川原2954番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 678m<sup>2</sup>、1,279m<sup>2</sup>および2,997m<sup>2</sup>
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

## 2 申請に係る農地の利用の現況 かつて所有者の自作農地であり、所有者死亡以後は耕作の目的に供されていなかつたが、現況の確認により、再生利用が可能な農地である。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、認定農業者に遊休農地解消作業を委託し、作業完了後、同人に申請に係る農地を貸し付け、水稻の栽培を行う。

## 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画において担い手が位置づけられていないが、借受希望者の確保が確実と見込まれることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める遊休農地解消対策事業の運用について第2条の基準に適合し、当該農地が、再生利用可能な状態に回復した後は、同基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条に定める農地中間管理権を取得する農用地の基準に適合するものである。

## 5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和8年3月1日
- (2) 存続期間 10年2か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 84,200円

## 6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和7年12月26日（金）
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年12月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業の地域 東近江市小倉町
- 3 作業の期間 令和7年11月25日から令和8年5月19日まで

#### 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年12月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、地形測量、水準測量）
- 2 作業の地域 東近江市五個荘石塚町、五個荘北町屋町、五個荘川並町
- 3 作業の期間 令和7年12月1日から令和8年3月18日まで

#### 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年12月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、G N S S 標高測量、U A V レーザ測量、数値地形図データ作成）
- 2 作業の地域 東近江市鈴町、蒲生大森町
- 3 作業の期間 令和7年12月1日から令和8年3月23日まで

#### 健康福祉事務所告示

##### 滋賀県東近江健康福祉事務所告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年12月12日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林靖英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
R&B湯々	蒲生郡日野町 大字大窪680番地	有限会社 ロツ シュー・ジャパン 代表取締役 岩田光徳	草津市平井五丁目10番20-911号	通所介護	2571500558	令和7.11.30

#### 農業農村振興事務所公告

##### 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、早崎内湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年12月12日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤江学

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	神 丸 壽	長浜市益田町828番地
〃	橋 本 浩 一	同 所751番地
〃	神 丸 亮 一	同 所1280番地
〃	齊 藤 佳 伸	同 市早崎町1044番地
〃	森 健	同 所1191番地
〃	蓮 井 正 伸	同 市安養寺町280番地
〃	藤 井 恒 夫	同 所404番地
〃	織 田 圭 伸	同 市湖北町海老江545番地
〃	三 宅 宏 明	同 所239番地
〃	松 村 賢 治	同 所409番地
監 事	松 井 保	同 市早崎町1152番地
〃	伊 藤 啓 明	同 市安養寺町633番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	神 丸 壽	長浜市益田町828番地
〃	橋 本 浩 一	同 所751番地
〃	川 邊 博 之	同 所1268番地
〃	齊 藤 佳 伸	同 市早崎町1044番地
〃	森 健	同 所1191番地
〃	松 井 直 行	同 所1184番地
〃	蓮 井 正 伸	同 市安養寺町280番地
〃	藤 井 恒 夫	同 所404番地
〃	国 友 浩 貴	同 市湖北町海老江96番地
〃	松 村 賢 治	同 所409番地
監 事	酒 井 猛 文	同 市早崎町1117番地
〃	岡 田 豊 彦	同 市安養寺町345番地

## 土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、早崎内湖土地改良区の定款の変更は、令和7年12月3日に認可した。

令和7年12月12日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤 江 学

## 公 安 委 員 会 規 則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第22号

## 滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（平成16年滋賀県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「この」を「前項に定めるもののほか、この」に改め、同項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 公安委員会等 公安委員会、警察本部長および警察署長をいう。
- (2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

- ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名
- イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名
- ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第2条第2項第3号中「行う」を「する」に、「公安委員会等」を「行政機関等」に改める。

第3条を次のように改める。

(対象手続)

**第3条** 公安委員会は、公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行わせ、または処分通知等を行うこととする申請等を指定し、インターネットの利用その他の方法により当該申請等の根拠となる法令または条例等の名称および当該申請等の概要を公表するものとする。

第4条第1項を次のように改める。

公安委員会等に対する申請等を情報通信技術活用法第6条第1項またはインターネット利用条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行う者(以下「電子申請等を行う者」という。)は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機(公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

第4条第8項第1号中「第3項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項第2号中「第3項第2号」を「第6項第2号」に改め、同項第3号中「第4項第3号」を「第6項第3号」に、「公安委員会」を「警察本部長」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「複数」を「通数」に、「について、第1項の規定による申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出」を「を行う者が第2項および第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項またはこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項またはこれらに記載されている事項が入力」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項および第6項を削り、同条第4項中「入力し、または送信する」を「警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る」に改め、同項ただし書きを削り、同項第4号中「公安委員会」を「警察本部長」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

7 情報通信技術活用法第6条第4項およびインターネット利用条例第3条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(当該電子署名に係る前項各号に掲げる電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

8 公安委員会等は、電子申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該電子申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令または条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

第4条第3項を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「前2項に規定する」に、「または送信する」を「申請等を行う」に改め、同項第1号中「申請等をする」を「電子申請等を行う」に、「公安委員会等」を「公安委員会または警察本部長」に改め、同項第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会または警察本部長が認める場合

(3) 申請等に係る書面等または電磁的記録が大量であるため、前2項の規定による入力が困難である場合

第4条第2項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の場合において、申請等(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分に限る。)は、電子情報処理組織を使用して申請等(当該部分を除く。)を行った日から警察本部長が定める期間内にしなければならない。

第4条第1項の次に次の2項を加える。

2 電子申請等を行う者は、警察本部長の定めるところにより、申請等に係る事項(公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項を含む。)を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、当該申請等を行わなければならない。

3 電子申請等を行う者は、申請等を書面等により行う場合において法令または条例等の規定により添付すべきこととされている書面等または電磁的記録に記載されもしくは記録されている事項または記載すべきもしくは記録すべき事項（前項に掲げる事項を除く。）を併せて入力しなければならない。

第5条を次のように改める。

（電子情報処理組織を使用して行う処分通知等）

**第5条** 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項またはインターネット利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて送信するものとする。

4 公安委員会等が行う処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合として次に掲げる場合には、当該処分通知等のうち当該部分につき、書面等により行うことができる。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会または警察本部長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると公安委員会または警察本部長が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能または処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合

5 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号および暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の警察本部長の定めるところにより行う届出

6 情報通信技術活用法第7条第4項および第9条第3項ならびにインターネット利用条例第4条第4項および第6条第3項に規定する氏名または名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「施行」を「実施」に、「公安委員会等」を「公安委員会または警察本部長」に改め、同条を第9条とする。

別表を削る。

#### 付 則

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

2 この規則による改正後の滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則第4条第5項の規定は、同項に規定する日がこの施行規則の施行の日以後である申請等について適用する。

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第23号

#### 滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則（昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号イ中「、柔道整復師または助産師」を「または柔道整復師」に改める。

第9条第11項中「廃棄」を「廃棄（第7項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルおよびその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「前項の」を「当該」に、「同項ただし書」を「第6項ただし書」に、「書面」を「書面とし、前項に規定する場合にあつては当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの」に改め、同項を同条第8項とし、同条第

6項の次に次の1項を加える。

7 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたはその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、または複製させてはならない。

第17条に次の1項を加える。

2 公安委員会は、前項の講習を受講した者またはその使用者からの求めがあつた場合は、別記様式第15号の2の受講証明書を交付するものとする。

第44条第3項中「別記様式第48号」を「別記様式第49号の2」に改める。

別記様式第12号および別記様式第13号を次のように改める。

## 株式第12号(第15条関係)

警察署	番号
-----	----

(新規・変更)

## 安全運転管理者に関する届出書

年月日

(宛先)  
滋賀県公安委員会

安全運転管理者を選任、解任  
 届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更} したので  
 お届けします。

①届出者の氏名または法人の  
 名称および代表者の氏名  
 テ  
 住所

(電話 )

② 選任年月日	年月日			⑨ 使 用 の 本 拠	(ふりがな)										
③ 安全運転管理者 氏名	(ふりがな)														
資格 要件	生年月日	大昭年月日(歳)	(年齢)		3 公安委員会の認定										
	運転の管理経験	1 公安委員会の教習修了者で1年以上													
	1 年以上	2 公安委員会の教習修了者で1年以上													
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他( )														
⑥ 安全運転管理者 が運転免許を持 っている場合	免許の種類														
	免許年月日	・	・		・										
	免許証等番号														
⑦ 安全運転管理者 の勤務の態様	勤務	日勤 隔日 その他( )			⑩ 使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数										
副安全運転 管理者の有無	あり(名)なし														
⑧ (運転 管理 に 関 す る 経 歴)	勤務期間	勤務所名	職務上の 地位	業務内容											
安全運転 管理者の略歴	自至 ・・・				⑪ 運 転 者 数	乗 用 貨 物 大 型 特 殊 計	大 型 特 殊 計	中 型 通 用 貨 物 大 型 特 殊 計							
	自至 ・・・					免 許 種 別	大 型 一 種 二 種 計	中 型 一 種 二 種 計	中 型 一 種 二 種 計	普 通 一 種 二 種 計	大 特 一 種 二 種 計	大 普 一 種 二 種 計	大 普 一 種 二 種 計	大 普 一 種 二 種 計	大 普 一 種 二 種 計
	自至 ・・・					一 種 二 種 計	一 種 二 種 計	一 種 二 種 計	一 種 二 種 計	一 種 二 種 計	一 種 二 種 計	一 種 二 種 計	一 種 二 種 計	一 種 二 種 計	一 種 二 種 計
	自至 ・・・					二 種 計	二 種 計	二 種 計	二 種 計	二 種 計	二 種 計	二 種 計	二 種 計	二 種 計	二 種 計
	自至 ・・・					計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	備考														

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

## 様式第13号(第15条関係)

警察署	番号一枝番号
	一

(新規・変更)

## 副安全運転管理者に関する届出書

(宛先)  
滋賀県公安委員会

年月日

副安全運転管理者を選任、解任  
 届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更} したので  
 お届けします。

①届出者の氏名または法人の

名称および代表者の氏名

〒

住所

(電話)

②選任年月日	年月日			⑨ 使 用 の 本 提	(ふりがな)											
③副安全運転管理者氏名	(ふりがな)															
④資格要件	生年月日 (年齢)	大昭年月日 平	年月日(歳)													
	1運転の管理経験 1年以上	2運転の経験期間 3年以上	3公安委員会の認定		業種別 1官公署 2公社公団等 3農業 4林業 5漁業 6鉱業 7建設業 8製造業 9卸・小売業 10不動産業 11金融保険業 12運輸業 13電気ガス業 14通信業 15サービス業 16その他()											
⑤職務上の地位	1使用者 4主任	2課長以上 5その他	3係長	⑩ 使 用 の 本 提 における自動車台数	⑩乗用貨物大中小型普通二輪 自動車台数 大型 中型 準小型 軽型 中型 中型 準小型 軽型 大型 中型 準小型 軽型 特種 特殊 特種 特殊											
⑥副安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類															
	免許年月日	..	..		..											
⑦副安全運転管理者の勤務の態様	勤務	日勤 他の副安全運転管理者の有無	隔日 あり(名)なし	⑪ 運 転 者 数	⑪免許種別 大型 中型 準大型 一型 二型 一型 二型 種種種種 大型 中型 準大型 一型 二型 一型 二型 特種 特殊 特種 特殊											
⑧副安全運転管理者に関する経歴	勤務期間	勤務所名	職務上の地位													
	自至 自至 自至 自至															
	解年月日 氏名 解任事由	年月日 年月日 1死亡 2退職 3転任 4解任命令 5減車 6その他()														

備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記様式第15号を次のように改める。

## 様式第15号（第17条関係）

## 安全運転管理者等講習受講申出書

年　月　日

(宛先)

滋賀県公安委員会

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習（安全運転管理者講習・副安全運転管理者講習）の受講を申し出ます。

事業所所在地	
事業所名	
事業所連絡先	
安全運転管理者等 氏名	
安全運転管理者等 生年月日	年　月　日
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号の次に次の 1 様式を加える。

様式第15号の2（第17条関係）

安全運転管理者等講習受講証明書

受講者

様

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく講習を受講したこと  
を証明する。

年 月 日

滋賀県公安委員会

印

別記様式第27号の 3 および別記様式第27号の 4 を次のように改める。

## 様式第27号の3（第29条の3関係）

## 変更事項届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

届出者

氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項の規定により変更事項の届出をします。

運転免許取得者等 教育に使用してい る施設の名称	
運転免許取得者等 教育に使用してい る施設の所在地	
変更する記載事項	
変更後の記載事項	
変 更 日	年 月 日
備 考	

備考1 当該変更事項に係る書類を添付すること。

2 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第27号の4(第29条の3関係)

添付書類変更届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

届出者

氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第3項の規定により添付書類の変更について届出をします。

運転免許取得者等 教育に使用している施設の名称	
運転免許取得者等 教育に使用している施設の所在地	
変更する添付書類の内容	
変更後の添付書類の内容	
変更日	年 月 日
備考	

備考1 当該変更事項に係る書類を添付すること。

2 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第27号の10および別記様式第27号の11を次のように改める。

## 様式第27号の10（第29条の4関係）

## 変更事項届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

届出者

住 所

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項の規定により変更事項の届出をします。

運転免許取得者等 検査に使用している施設の名称	
運転免許取得者等 検査に使用している施設の所在地	
変更する記載事項	
変更後の記載事項	
変 更 日	年 月 日
備 考	

備考1 当該変更事項に係る書類を添付すること。

- 2 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第27号の11（第29条の4関係）

添付書類変更届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

届出者

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第3項の規定により添付書類の変更について届出をします。

運転免許取得者等 検査に使用している 施設の名称	
運転免許取得者等 検査に使用している 施設の所在地	
変更する添付 書類の内容	
変更後の添付 書類の内容	
変更日	年 月 日
備考	

備考1 当該変更事項に係る書類を添付すること。

- 2 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第28号を次のように改める。

## 様式第28号（第30条関係）

## 取消処分者講習受講申出書

年　月　日

(宛先)

滋賀県公安委員会

(指定講習機関)

道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（取消処分者講習）の受講を申し出ます。

本籍（国籍）	
住所	
フリガナ 氏名	
生年月日	年　月　日
電話番号	
免許欠格期間満了の日	
取消し前に取得していた 免許の種類および 記録等公安委員会	大中準普大大普小原け大中普大け 中自自ん型型通特引 型型型通特二二特付引二二二二 二
希望する講習の種類	
受講日	年　月　日
受講場所	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第36号を次のように改める。

## 様式第36号（第32条関係）

## 指定自動車教習所職員講習受講申出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習（指定自動車教習所職員講習）の受講を申し出ます。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
講 習 区 分	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第38号を次のように改める。

## 様式第38号（第33条関係）

## 初心運転者講習受講申出書

年　月　日

(宛先)

滋賀県公安委員会

(指定講習機関)

道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習（初心運転者講習）の受講を申し出ます。

住 所		
フ リ ガ ナ 氏 名		
生 年 月 日		年 月 日
電 話 番 号		
講習に係る免許の種類		準中型・普通・大自二・普自二・原付
現に 受け てい る 免許	免 許 の 種 類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け ん 中 自 自 ん 型 型 通 特 引 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二
	記録等年月日	年 月 日
	記 錄 等 公 安 委 員 会	公安委員会
受 講 日		年 月 日
受 講 場 所		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第47号の 8 を次のように改める。

## 様式第47号の8（第39条関係）

## 指定講習機関指定申請書

年　月　日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

申請者

氏 名

道路交通法第108条の4第1項の規定により指定講習機関の指定を申請します。

指 定 を 受 け よ う と す る 者 の 氏 名	
指 定 を 受 け よ う と す る 者 の 住 所	
特 定 講 習 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 名 称	
特 定 講 習 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地	
特 定 講 習 の 種 別	
特 定 講 習 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日	年　月　日
添 付 書 類	

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類の欄には、添付する書類を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第47号の10および別記様式第47号の11を次のように改める。

## 様式第47号の10(第39条関係)

## 変更事項届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

届出者

氏 名

指定講習機関に関する規則第4条第1項の規定により変更事項の届出をします。

特定講習の業務を行っている事務所の名称	
特定講習の業務を行っている事務所の所在地	
変更する事項 およびその内容	
変更後の事項 およびその内容	
変更予定期	年 月 日
備考	

備考1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第47号の11（第39条関係）

添付書類変更届出書

年　月　日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

届出者

氏 名

指定講習機関に関する規則第4条第3項の規定により添付書類の変更について届出をします。

特 定 講 習 の 業 務 を 行 っ て い る 事 務 所 の 名 称	
特 定 講 習 の 業 務 を 行 っ て い る 事 務 所 の 所 在 地	
変 更 す る 書 類 の 名 称 お よ び 内 容	
変 更 後 の 書 類 の 名 称 お よ び 内 容	
変 更 日	年　月　日

- 備考1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。
- 2 当該変更事項に係る書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第47号の22を次のように改める。

## 様式第47号の22(第43条関係)

## 講習の休廃止許可申請書

年　月　日

(宛先)  
滋賀県公安委員会

住　所

指定講習機関

氏　名

道路交通法第108条の10の規定による特定講習の  
[一部 全部] の [休止 廃止] の許可を受け

たく、次のとおり申請します。

許可を受けようとする者の氏名			
許可を受けようとする者の住所			
休止し、または廃止しようとする特定講習の種別			
休止し、または廃止しようとする年月日	年	月	日
休止の期間	年	月	日から 年 月 日まで
休止し、または廃止しようとする理由			

- 備考1 指定講習機関が法人であるときは、指定講習機関の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。  
2 廃止の場合は、休止の期間の欄には、「無」と記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第48号および別記様式第49号を次のように改める。

## 様式第48号(第44条関係)

## 運転経歴証明書交付等申請書

年　月　日

(宛先)  
滋賀県公安委員会

道路交通法  第105条の2第1項  
 第105条の2第3項 の規定により、 運転経歴証明書の交付  
 運転経歴情報の記録 を申請します。

フリガナ 氏名	
生年月日	
住所	年月日
電話番号	
運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カードのうち現に有するもの	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード <input type="checkbox"/> 無
運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第49号（第44条関係）

〔運転経歴証明書記載事項  
運転経歴情報記録事項〕

変更届

年　月　日

(宛先)  
滋賀県公安委員会

道路交通法施行規則  
の規定により、  
□第30条の10  
□第30条の15 の変更を届け出ます。

□運転経歴証明書の記載事項  
□運転経歴情報の記録事項

フ リ ガ ナ 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
電 話 番 号		
変 更 す る 事 項	新 住 所	
	旧 住 所	
	フ リ ガ ナ 新 氏 名	
	フ リ ガ ナ 旧 氏 名	
運 転 経 歴 証 明 書 の 番 号	第 号	
運 転 経 歴 情 報 記 録 の 番 号	第 号	
備 考		

備考1 変更する事項がない項目については、「無」と記載すること。

- 2 運転経歴証明書の番号および運転経歴情報記録の番号の欄は、これらを保有している場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第49号の次に次の 1 様式を加える。

## 様式第49号の2（第44条関係）

## 運転経歴証明書再交付申請書

年　月　日

(宛先)  
滋賀県公安委員会

道路交通法施行規則第30条の11第1項の規定により、運転経歴証明書の再交付を申請します。

フリガナ 氏名			
生年月日	年月日		
住所			
電話番号			
再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他( )		
運転経歴証明書の記載事項の変更の有無	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

**付 則**

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

**企 業 庁 公 告****落札者決定の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和7年12月12日

滋賀県企業庁長 藤原久美子

**1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量**

- (1) 吉川浄水場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線・予備線） 2,750キロワット
  - イ 総予定使用電力量 31,550,000キロワット時
- (2) 馬渕浄水場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線・予備線） 1,500キロワット
  - イ 総予定使用電力量 17,066,000キロワット時
- (3) 水口浄水場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 680キロワット
  - イ 総予定使用電力量 7,558,000キロワット時
- (4) 朝国共同施設で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 760キロワット
  - イ 総予定使用電力量 7,976,000キロワット時
- (5) 南津田導水ポンプ場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 307キロワット
  - イ 総予定使用電力量 3,722,000キロワット時
- (6) 菩提寺加圧ポンプ場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 202キロワット
  - イ 総予定使用電力量 1,912,000キロワット時
- (7) 日野第一加圧ポンプ場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 124キロワット
  - イ 総予定使用電力量 1,218,000キロワット時
- (8) 日野第二加圧ポンプ場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 48キロワット
  - イ 総予定使用電力量 510,000キロワット時
- (9) 彦根浄水場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 239キロワット
  - イ 総予定使用電力量 3,308,000キロワット時
- (10) 高宮加圧ポンプ場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 59キロワット
  - イ 総予定使用電力量 352,000キロワット時
- (11) 湖南朝国ポンプ場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 174キロワット
  - イ 総予定使用電力量 1,474,000キロワット時
- (12) 湖南菩提寺ポンプ場で使用する電気
  - ア 予定契約電力（常用線） 70キロワット
  - イ 総予定使用電力量 914,000キロワット時

- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県企業庁経営課 〒520-2401 野洲市吉川3382
- 3 落札者を決定した日 令和7年11月26日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 バンプーパワートレーディング合同会社 〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33階
- 5 落札金額 1,365,465,212円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年10月10日(金)